

第7次

泉南市子どもの権利条例委員会報告

2019（令和元）年 10 月 28 日

泉南市子どもの権利条例委員会

2019(令和元)年 10 月 28 日

泉南市長 竹中 勇人 様

泉南市子どもの権利条例委員会

会 長 吉 永 省 三

副会長 田 中 文 子

委 員 青 木 桃 子

委 員 浜 田 進 士

委 員 前 田 百 合 子

第 7 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告

泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例（2012（平成 24）年 10 月制定。以下、「子どもの権利条例」とします。）第 16 条第 4 項に基づき、本報告を行います。

同条は、「条例の運営状況」と「条例に基づく事業等の実施状況」について、これを定期的に検証することを市に課しています。これを踏まえ、本委員会は発足以来、「報告事項Ⅰ：『子どもにやさしいまち』を実現するための子どもの権利条例の運営状況」および「報告事項Ⅱ：子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況」の二つの柱を立て、報告を行ってきました。報告事項Ⅰは、**私たち市民と外部有識者の視点から捉えた最も重点的な課題**について、報告事項Ⅱは、**条例に基づく事業等の全般にわたる実施・進捗および評価等の概況**について、それぞれ審議し報告するものです。

本委員会は、昨年度までは主として報告事項Ⅰを中心に、すなわち重点的課題に焦点を当てて検討してきましたが、条例施行から既に 7 年を経た現在、条例に基づく事業等の全般にわたる実施状況(報告事項Ⅱ)に目を向ける必要があると考えました。そこで今次は、条例に基づく事業等の実施状況について、改めて市の実施機関に報告を求め、これを検証するため本年 8 月から都合 4 回にわたり審議を重ねてきました。

市長におかれましては、泉南市の「子どもにやさしいまち」のより一層の実現に向け、条例第 16 条第 5 項に基づき、本報告の積極的な活用を図っていただきますよう、心より期待するところです。

